

令和7年度 建設業法に基づく監督処分(営業停止)

No	称号又は名称	代表者名	主たる営業所の所在地	許可番号	処分年	処分月	処分日	処分の内容	処分の内容(詳細)	処分の原因となった事実
1	有限会社裕慈興業	岡田 雅	阿波市	徳島県知事(般一〇四) 第007400号	2025	7	8	営業停止	〈停止を命じる営業の範囲〉 建設業の営業の全部 〈営業停止期間〉 令和7年7月28日から令和7年8月3日 までの7日間	(有)裕慈興業及び同社元取締役は、法人税法違反と地 方法人税法違反により、令和7年3月6日、徳島地方裁判 所から、罰金800万円(会社)、懲役1年(執行猶予3年) (元取締役)の判決を受け、令和7年3月22日にその判決が 確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。